

「いたばしの昔ばなし」絵本等制作業務委託概要書

1 件名

「いたばしの昔ばなし」絵本等制作業務委託

2 目的

区に伝わる昔話は区固有の文化資源であり、教育上も大きな価値があるが、子どもたちが触れる機会は限られているのが現状である。

当事業は、区内小中学生、特に小学校児童が、絵本を通して、区で語り継がれてきた昔話を自分の住む土地に結びついた身近なものに感じ、興味や学習を広げ深めることを促すとともに、郷土として区に愛着や誇りを持てるようにする。

3 事業概要

(1) 絵本の制作

昭和53年に区教育委員会が刊行した「いたばしの昔ばなし」から4話を選定した上で、区内小中学生、特に小学校1年生から4年生までを主要な読者として再話執筆・作画し、絵本を制作する。4話は、宿場である板橋や街道沿いの地域及び赤塚などの農村地域の話を、区の特徴を表すことに留意して選定する。また、当事業の目的を踏まえ、現在の子どもたちにとって親しみやすく、魅力のある内容とする。

絵本は、1冊につき2話を収めた2冊1組とし、A4変形・カラー・1冊24ページ程度・上製本とする。また、学習の進展に資するよう、それぞれ巻末に地図や文化財の紹介等を掲載した付録ページを設ける（内容に応じて折り込みページとすることも可）。

発行した絵本は教育目的（学校教育・社会教育）で活用し、区内小中学校及び図書館を中心に配付する。活動に絵本を用いる機会があることから、区内高齢者関連施設も候補とする。

(2) デジタルコンテンツの制作

(1)の絵本をタブレット端末等で読み聞かせのように鑑賞できるよう、絵本の展開に合わせて朗読音声をつけたデジタルコンテンツ（動画データ）を制作する。

デジタルコンテンツは、主に区内小中学校を対象として公開する（「板橋区教育委員会チャンネル」への掲載を予定）。

※(1)(2)とも事業者の多面にわたる専門的技術や制作全般を統括するノウハウを活用し、目的にかなった制作物とするため業務を委託するものであり、どのような工夫をして効果的なものにするか、事業者の提案を求める。

4 委託予定期間

契約確定日（令和5年12月1日頃予定）から令和7年3月31日まで

※契約期間は単年度とし、令和6年度の予算が議決され、かつ令和5年度の履行状況が良好な場合に令和6年度の委託契約を締結する。

5 履行場所

板橋区役所及び区の指定する場所

6 委託内容

「いたばしの昔ばなし」絵本及びデジタルコンテンツ（以下、「本制作物」という。）の制作に必要な次の業務を行うこと。

(1) 企画コーディネート業務に関すること

- ① 制作に係る企画及び立案
- ② 制作体制の構築・制作過程での各種調整・進行管理等、制作全般の統括
- ③ 再話執筆者、画家、朗読者の選定

(2) 絵本の編集業務に関すること

- ① 題材とする昔話の選定
- ② ページ構成の作成
- ③ 再話執筆、作画、付録ページの作成
- ④ 時代考証に関する調査・取材及び区との確認・調整
- ⑤ レイアウト
- ⑥ 版下データの作成
- ⑦ 校正、修正

(3) 絵本の印刷製本業務に関すること

- ① 絵本の印刷製本

(4) デジタルコンテンツの編集業務に関すること

- ① 朗読音声の作成
- ② 画像の構成
- ③ 動画データの作成
- ④ 動作確認・調整、納品

7 成果物

以下の成果物を区の指定する場所に納品すること。

(1) 絵本2冊組 1,000セット

(2) 電子データ (DVD-R等 正副2部)

① 絵本 (PDFデータ及び印刷版下として使用可能な形式のデータ)

② デジタルコンテンツ

※電子データは、DVD-R等に格納後、ウイルスチェックを実施し、安全を確認した上で納品すること。

8 納期

(1) 絵本の企画構成案：令和6年3月31日

(2) 成果物：令和7年3月31日

9 支払方法

(1) 受託者は、各年度の業務完了後、完了報告書を区に提出する。

(2) 区は完了報告書に基づく検査を行い、合格した場合に受託者の請求に基づき支払う。

10 本制作物の利用及び著作権

(1) 利用方法

受託者は、区が次の内容を当然に含み、これらに限定されないあらゆる方法で本制作物を自由に利用することを許諾する。

① 本制作物のインターネットによる公開をすること

② 本制作物を任意の媒体にコピーした上で、当該媒体を用いた上映や、当該媒体を贈与、貸与等すること

③ 本制作物を放送・有線放送すること

④ 本制作物について、任意の改変を行うこと

(2) 自由利用の保証

受託者は、「区が本制作物を、前項の方法で自由に利用できること」を保証し、区の利用にあたっては、本業務の委託契約で定められた対価以外を一切区に対して請求しない。

(3) 著作権

本制作物、その製作過程で生じた未編集素材の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定される権利を当然に含む。）及び著作隣接権（実演家の権利、レコード製作者の権利を当然に含み、これらに限定されない。）は、全て区に帰属する。

- ① 受託者は、本制作物について、区及び区の指定した者に対して、著作権人格権及び実演家人格権を行使せず、かつ、本制作物の制作に関与した者（朗読者等の出演者を当然に含み、これに限定されない。）及び第三者をして、区及び区の指定した者に対して、著作権人格権及び実演家人格権を行使させない。
- ② 本制作物について区に移転する著作権・著作隣接権の対価及び著作権人格権・実演家人格権の不行使の対価は、本件の業務委託料に当然含まれるものとする。
- ③ 本制作物の作成に関与した者は、任意の媒体において、次の内容を公表することができる。
 - ア 自らの名称
 - イ 本制作物の作成に関与した旨
 - ウ 関与の具体的内容
 - エ その他、区が許可した内容
- ④ 受託者は、本制作物が他人の著作権、著作隣接権及びその他の権利（著作権人格権、実演家人格権や肖像権等を当然に含み、これらに限定されない。）を侵害しないことを区に表明し、保証する。受託者は、本件契約の履行のために新たに制作した著作物以外を、本制作物に含ませてはならない。
- ⑤ 区は、本制作物について、自由に改変した上で、自由に利用することができる。

11 特記事項

(1) 実施体制

業務実施にあたっては、制作体制を統率する総括責任者及び進行管理者を置く。また、区に実施スケジュールを提出し、随時区と状況を共有・調整して進行管理を行う。

(2) 守秘義務

受託者は、業務上の履行に際して知り得た機密を、業務委託期間中はもとより業務が完了した後においても、第三者に漏洩してはならない。ただし、区の了承を得た場合を除く。

(3) 資料等の取扱い

- ① 制作に必要となる資料等は、原則として受託者が調査・収集する。
- ② 区から資料等の貸与を受ける場合は、受託者は文書により申請し、区は貸与の可否を決定する。区から貸与を受けた資料等が不要となった場合、または区から返却請求があった場合は、受託者は速やかに貸与品を返却する。
- ③ 受託者は、貸与品を本業務の目的以外のために使用しない。
- ④ 受託者は、貸与品を紛失または毀損した場合は直ちに区に報告し、区の指示

に従う。

(4) 再委託の制限

- ① 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に区の承認を得なければならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託者に対し、本概要書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、区に対して再委託者のすべての行為及びその結果について責任を負うものとする。

12 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を遵守し、委託業務の履行等でディーゼル自動車を使用する場合は、ディーゼル規制適合車を使用すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、受託者は区担当者と密に連絡を取り、業務の進捗に支障のないようにすること。
- (3) その他、本概要書に定めのない事項または解釈上疑義の生じたものについては、区と協議の上、決定する。

13 担当

板橋区教育委員会事務局 生涯学習課 文化財係

電話 03(3579)2636

Eメール ky-bunkazai@city.itabashi.tokyo.jp